

大型工事の発注方法について

1 発注方法及び参加対象者について

大型工事（予定価格2億円以上(税抜)）については、当該案件の予定価格、技術的難易度又は競争性等を考慮して、次のいずれかの方法で発注します。

(1) 混合入札

共同企業体（構成員に市内事業者を含む）と単体企業（主に準市内事業者）が参加できる入札

＊単体企業については、入札参加条件として一次下請発注金額の総額に対し、一定割合以上を市内事業者が発注することを義務づける場合があります。

(2) 市内・準市内混合入札

共同企業体（市内事業者のみ）と単体企業（主に準市内事業者）が参加できる入札

(3) 市内混合入札

共同企業体（市内事業者のみ）と単体企業（市内事業者）が参加できる入札

＊工事内容に応じた施工監理能力、技術力等があると判断できる場合に限りです。

単体企業については、資金力の担保として「元請完成工事高」を入札参加条件に追加します。

(4) 共同企業体限定入札

共同企業体（主に代表構成員が準市内事業者、構成員を市内事業者）のみ参加できる入札

(注) 前述の発注方法は、規模条件のみが問われる一般工事を対象とします。

技術要件等を問う特殊工事、高難易度の工事については、工事規模にかかわらず他の発注方法による場合があります。

2 入札方法等について

混合入札・共同企業体限定入札は、原則として、電子入札システムで実施します。

ただし、郵便入札で実施する場合は、入札公告で指定します。その際は、入札方法が通常とは異なりますのでご注意ください。

3 共同企業体（JV）方式について

共同企業体は、甲型共同企業体(*1)又は乙型共同企業体(*2)による特定JV方式(*3)とします。

特定JV方式に係る共同企業体協定書は、参加申請時に入札参加申請書と共に提出してください。

入札参加条件については、発注案件ごとに指定しますので、入札公告を確認してください。

甲型共同企業体(*1)	全構成員が協定書に定められた出資比率に応じて、資金・人員・機械等を拠出して施工する共同施工方式
乙型共同企業体(*2)	全構成員が協定書に定められた工種又は工区に応じて、分担して施工する分担施工方式
特定JV(*3) (特定建設工事共同企業体)	大規模かつ技術的難易度の高い工事の施工に際して、工事ごとに結成する共同企業体

*国土交通省共同企業体運用準則を適用

入札制度関連情報<工事>

YOKOSUKA CITY

4 単体企業における市内事業者に対する下請負率について（市内下請負率）

（１）大型工事に単体企業として入札に参加する場合は、一次下請負発注金額の総額40%以上を市内事業者に対して発注することが条件となります。

ただし、特殊工法等を用いる工事に関する市内下請負率については、変更する場合がありますので、入札公告を確認してください。

（２）市内下請負率は、入札公告「入札参加条件」欄に記載しますので、確認してください。

（３）契約金額に変更があったことにより、一次下請負発注金額を変更する必要がある場合は、市内事業者に対して発注する一次下請負金額について協議のうえ、決定します。

（４）市が市内事業者では受注不可能と判断した場合は、一次下請負発注金額の総額には含みません。

（５）建築工事について、市内下請負率を達成できない見込みのある場合は、市内下請負率の最低限度を25%以上とし、市内事業者から調達した材料購入契約金額を含めた市内下請負率を45%以上とすることができます。

（６）市内下請負率を達成できない場合の措置としては、以降の混合入札において3年間単体企業として参加を制限します。

（７）下請負とは、建設業法第2条第4項に該当する請負契約（建設業者と資材業者間におけるブロック等の建設資材の製造委託契約等を除く。）をいいます。

（８）市内下請負率＝{〔（市内事業者に対して発注する一次下請負金額の総額）＋（市内事業者から調達した材料購入契約金額）〕／〔（一次下請負発注金額の総額）－（市内事業者では受注不可能な一次下請負契約金額の総額）＋（市内事業者から調達した材料購入契約金額）〕}×100で算出します。

*市内事業者から調達した材料購入契約金額を計算式に算入することができる工事は、建築一式工事に限ります。

（９）市内下請負率は、発注方法等により軽減又は不採用とすることがあります。

平成23年 4月 1日改正

平成24年 4月 1日改正

平成25年 4月 1日改正

平成30年10月 1日改正